

(逗子市公用車を活用したEVカーシェアリング事業)
電気自動車及びシェアリングシステム賃借等に係る公募型プロポーザル
質疑項目及び回答

質疑番号	書類名	質疑項目	回答
1	仕様書	調達する車両は新規購入車両である必要があるか。	新規購入車両でも中古車両でもどちらでも構いません。
2	実施要領	駐車場整備の検討にあたり、参加申込前に対象車室の現地確認は可能か。	現地確認の対応はいたしかねます。仕様書及び別紙「位置図」等を参考にご検討ください。
3	仕様書	平日の市へのリースは、カーシェアリングのシステムを使用し、利用する職員がシステム上で利用予約を行い、利用開始・返却を行う方式で問題ないか。(カーシェアリング利用料は発生しない)	問題ありませんが、カーシェアリングのシステムを使用せず、市で車両の鍵を管理する方法とすることもできます。
4	実施要領	共同企業体の場合、逗子市競争入札資格登録者名簿に記載が必要なのは「構成員(代表者)」のみか。その他の「構成員」は記載がなくとも参加可能か。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 仕様書	令和5年度以降の予算に関して、事業者が提案した見積金額を下回った場合、履行期間の変更および仕様書の変更が可能か。	事業の実施にあたり、履行期間及び仕様書の変更等が必要な場合は、十分に協議したうえで決定することとします。
6	実施要領	令和5年度以降の予算がつかなかった場合、事業者側での事業継続可否の判断は可能か。	令和5年度以降の予算がつかなかった場合の事業継続可否については、事業者側の判断も踏まえ、十分に協議したうえで決定することとします。